

はしかわ市長の だいすき!くさつ



それは、私たちにとって当たり前の日常になっていきます。でも、その当たり前が、当たり前ではなくなっています。かされたのは、今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震ではないでしょうか。地震によって管路や配水池が破損し、最大で約13万7千戸が断水しました。各自治体へ応急給水活動の応援要請があり、草津市からも給水車とともに職員を派遣しました。「水道が使えないことが本当にに困る」という連日の報道を見ながら、一日も早い復旧を願うとともに、市民の皆様にも水を届ける責任の重大さを改めて感じているところです。草津市の上水道は、昭和39(1964)年4月に北山田浄水場で一部給水を始めて以来、今年で60年になります。この60年の間、人口の増加や下水道の普及などに伴って伸びる水需要に対応するため、口クハ浄水場の増設や両浄水場の拡張、配水管の整備などを進めてきました。

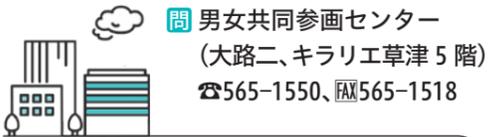
安全でおいしい水を届ける使命

朝起きて顔を洗う。食事を取る。歯を磨く。トイレに行く。お風呂に入る。毎日の日常生活に必要な「水」。蛇口をひねると、きれいな水が出てきますが、それが、私たちにとって当たり前の日常になっていきます。でも、その当たり前が、当たり前ではなくなっています。かされたのは、今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震ではないでしょうか。地震によって管路や配水池が破損し、最大で約13万7千戸が断水しました。各自治体へ応急給水活動の応援要請があり、草津市からも給水車とともに職員を派遣しました。「水道が使えないことが本当にに困る」という連日の報道を見ながら、一日も早い復旧を願うとともに、市民の皆様にも水を届ける責任の重大さを改めて感じているところです。草津市の上水道は、昭和39(1964)年4月に北山田浄水場で一部給水を始めて以来、今年で60年になります。この60年の間、人口の増加や下水道の普及などに伴って伸びる水需要に対応するため、口クハ浄水場の増設や両浄水場の拡張、配水管の整備などを進めてきました。

安全・安心な水を継続して皆様に届けるためには、施設の計画的な更新や災害対策、適切な維持管理が必要です。また、水道事業は、原則、水道料金で運営(独立採算制)しており、経営基盤の強化など、安定した事業経営が必要となります。市では、平成23(2011)年3月に、長期的な指針となる「草津市水道ビジョン」や、適正な料金水準を検討した上で健全経営を維持していくことを目標とした「草津市水道事業経営計画」を策定し、毎年、各事業の進捗状況の検証と評価を行ってきました。現在は、令和4(2022)年度から令和15(2033)年度までの12年間を計画期間とする「第2次草津市水道ビジョン(経営計画(経営戦略))」に基づいて、施設の耐震化などを計画的に進めているところです。供用開始から60年が経過し、施設全般の老朽化や、節水機器の普及などによる給水収益の減少など、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、今後も安全でおいしい水を作り、快適な市民生活を支えるという水道の使命を果たすとともに、今日の水道の恩恵を次世代に継承し発展させていくため、決意を新たに取り組んでまいります。

すべての人を大切にするために

今年度は草津市男女共同参画推進条例施行15周年!



市では男女共同参画社会の実現に向け、平成9(1997)年に「草津市女性行動計画『女と男のパートナープラン・くさつ』」を策定しました。その後も社会状況などの変化に合わせて、計画の改正を行い、取り組みを進めています。平成21(2009)年には「草津市男女共同参画推進条例」を施行し、今年度で施行15周年を迎えます。この条例の原案は、専門家や公募市民などで構成した男女共同参画推進懇話会で検討しました。分かりやすい表現を心掛け、市の責任と義務を明らかにした上で、市民の皆さんに積極的に協力していただくこと、また、多様な家族の生活の尊重を盛り込んでいます。この機会に条例について知り、みんなの力で男女共同参画社会づくりを進めていきましょう。

男女共同参画社会ってなんだろう?

男女が互いを尊重し合い、職場や学校、家庭、地域などで、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことです。いつのまにか自分の中にある「男だから」「女だから」などの無意識な思い込み(アンコンシャス・バイアス)に視線を向け、自分やみんなが活躍できる可能性を広げていきたいものです。



草津市男女共同参画推進条例について

● 今後の男女共同参画について
まだまだ積極的な改善が必要だと感じています。選択的夫婦別氏制度も検討されていますが、少子化対策の一つにもつながると考え、今後も注視していきたいです。この条例にあるように多様な考えを認め合い、性別や年齢にかかわらず、思いを伝え合うコミュニケーションが大切だと思います。若い人とともに、市民一人一人が自立した個人として、生き生きと暮らせるよう取り組んでいきたいです。

● 条例制定当時について
この条例は、国の男女共同参画社会基本法制定の10年目に制定されました。この草津で、女性の地位向上に向けて活動されてきた市民の皆さまの思いを形にしたいと、話し合いや学習会をしたことが思い出されます。条例を身近なものにしてほしいと、市民活動団体のメンバーで、条例を紹介したハンドブック「変わるのは、今」を作成し、ペアプサート※などで普及活動も行いました。※紙人形を使った寸劇

- ① 男女の人権の尊重 ② 制度や慣行の見直し
 - ③ 方針決定の場への男女参画
 - ④ 家庭と仕事(社会生活)との両立
 - ⑤ 多様な家族の尊重 ⑥ 互いの性の理解・尊重
 - ⑦ セクハラ・DVの根絶 ⑧ グローバルな視点
- 原案策定の委員の重原文江さんにインタビューしました

人権擁護委員ってこんな人

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の市町村で人権擁護活動を行う人たちです。人権擁護委員制度は、今年で創設76年を迎え、全国で約1万4千人、市では13人が啓発活動や講演会、研修会の開催の他、いじめや人権侵害などの相談を受けています。原則月曜日に、人権センターで特設人権相談を行っています。人権に関する悩み事があれば、ご相談ください。相談は選出学区・区によらず、当番制で受けます。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君(左) 人KENあゆみちゃん(右)



- ### 人権擁護委員の主な活動
- 地域の皆さんからの相談を受け、問題解決のお手伝いをします。
 - 法務局や関係機関と協力して、人権侵害による被害者を救済するための活動を行います。
 - 一人一人の人権意識を高めるさまざまな啓発活動を行います。
- 相談無料 秘密厳守 電話相談可

今年度の市人権擁護委員

学区・区	氏名
志津	森邦博
志津南	遠藤和美
草津	田中香治
大路	野村喜代子
渋川	出呂町馨
矢倉	山本俊雄
老上・老上西	金川美鈴
玉川	奥井照夫
南笠東	川瀬善行
山田	谷川尚己
笠縫	山元孝子
笠縫東	片山恵泉
常盤	上寺和親

※敬称略、6月1日(土)時点
※前前は、常用漢字などに変更して掲載しています。ご了承ください

6月1日(土)は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された日です。人権尊重の大切さと、人権擁護制度を知ってもらうために啓発活動などを行っています。

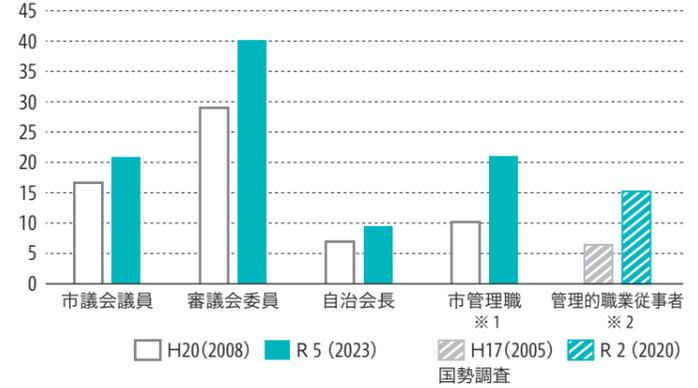
- 問・大津地方法務局 人権擁護課(大津市) ☎522-4673、FAX522-5317 (大人の相談: ☎0570-003-110、子どもの相談: ☎0120-007-110)
- 人権センター(大路二、キラリエ草津3階) 相談専用電話 ☎563-1660
 - 人権政策課(7階) ☎561-2335、FAX561-2489

6月23日(日)~29日(土)は「男女共同参画週間」

今年度のキャッチフレーズは“だれもがどれも選べる社会に”です。当センターでは期間中、図書館(草津町)と南草津図書館(野路町)では6月25日(火)までの間、図書やパネル展示を行います。ぜひお立ち寄りください。

所 男女共同参画センター (大路二、キラリエ草津5階)

さまざまな分野における女性の参画状況(草津市)



※1 地方公務員(草津市)の課長相当職以上の管理職
※2 企業などにおける指導的地位にある従事者

15年経過しました! 進んでいる? 男女共同参画